平成２１年（フ）第１５３号
青森県三戸郡三戸町大字貝守字中村４番地
債務者　西山　貴也
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１５９号
青森県三戸郡階上町蒼前西６丁目９番地2720コーポ八戸太郎Ｂ―Ｈ
債務者　阿部　淑子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３３２号
埼玉県春日部市粕壁東６丁目７番21号　コーポ東103
債務者　月館　悦子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３３７号
埼玉県草加市草加３丁目６番10号
債務者　永嶋菊四郎
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３６７号
埼玉県川越市大字寺尾764番地８　ガーデンハイツΣ１―208号室
債務者　菊入　博孝
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２９５号
埼玉県本庄市見福４丁目６番５号　シャングリラエイト201
債務者　菊地富美代
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２１９号
千葉県成田市本三里塚230番地３　グリーンヒルズＡ101、住民票上の住所千葉県香取郡神崎町神崎本宿1131番地13
債務者　四家　貴徳
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２３９号
千葉県印旛郡酒々井町上本佐倉219番地４
債務者　吉田　康倫
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２５８号
千葉県佐倉市上志津1651番地83　エスティーヌ志津101
債務者　加藤　次男
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２６７号
千葉県八街市山田台８番地２
債務者　齋藤　美香
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２７１号
千葉県四街道市栗山345番地　県営住宅５棟306号
債務者　染谷美佐子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１３５号
千葉県山武市湯坂323番地５
債務者　小川　萠春
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２２８号
神奈川県秦野市曲松２丁目７番６号　パストラル渋沢301号
債務者　志村　和信
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２８８号
新潟県新潟市南区和泉192番地９　和泉アネックスN02号
債務者　関谷　祐行
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０６号
新潟県新潟市西区寺尾前通１丁目７番地13
債務者　加藤　秀明
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１５号
新潟市秋葉区結261番地
債務者　阿部　トシ
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５９号
新潟県新潟市北区太田甲5665番地
債務者　中澤　光代
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部